

加古川市立若宮小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年1月制定、平成29年4月改定、平成30年8月改定、令和5年4月改定
令和6年4月改定

1 いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定することとする。

（いじめ防止の基本方針）

- （1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- （2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめの早期発見のための手段を講じる。
- （4）いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
- （5）学校と家庭が協力して事後指導にあたる。
- （6）若宮小学校いじめ防止対策プログラムに基づいた取り組みの推進を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳の時間を要にして、人を大切にする心や道徳的実践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見てみぬふりをすることや知らん顔をする 것도「いじめ」に加担していることを指導する。

- （1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。
 - ① 学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしない させない ゆるさない！」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
 - ② いじめ防止ポスター・標語等を掲示する。
いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
 - ③ 地域総がかりでいじめの防止を推進する。
学校園連携ユニット推進事業の充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
 - ④ 心のノートや兵庫県版道徳教育副読本等を活用して道徳的実践力を育成する。
- （2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。
 - ① 一人一人がそれぞれの良さを生かしながら活躍できる学習活動
 - ・児童が主体的・共同的に取り組める学習活動の工夫
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実
 - ・「心の絆プロジェクト」に基づいたいじめ防止活動の推進
 - ② コミュニケーション能力の育成
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
 - ③ 体験活動の推進
体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ①「心の相談アンケート」または「生活アンケート」を毎学期1回、その後の教育相談実施と併せて適切な時期に行い、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ②「子どもはいつも求めています」等の啓発チラシを保護者に配布することで家庭との連携を図り、いじめの早期発見に努める。
- ③スクールカウンセラーによる教育相談日を保護者への便り等で周知し、相談しやすい体制を作る。
- ④「相談ポスト」を設置し、毎日管理職が点検を行うことで、早期発見、早期対応をはかり、問題の早期解決を図る。
- ⑤ネット上のいじめが確認された場合は、速やかに教育委員会及び警察等と連携する。
児童生徒及び保護者が、ネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう「情報モラル教室」「インターネットトラブル防止教室」等を実施する。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたりるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題に対応するときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじているのと同じであるということを指導する。
- ④教育支援課・警察等の関係機関と連携協力する。
- ⑤いじめられている児童の心のケアをするために、スクールカウンセラーやスクールアシスタント等とも連携を取りながら、指導を行う。

(3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

- ①いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ②学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

「いじめ対策委員会」の設置

いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導、教育相談コーディネーター、教務、学年主任、養護教諭（必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント）からなる「いじめ対策委員会」を月1回開催し、クラスや学年の様子、問題行動等を起こした児童について情報共有・交換及びその対応について協議する。

5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価・教員評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。

(2) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会委員に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。